

新旧対照表

(下線部は変更部分)

松阪市アイヌ施策推進地域計画

令和元年9月20日認定(令和5年3月10日変更認定)

変更後	変更前
1～5 (略)	1～5 (略)
6 (1) 文化振興事業 事業内容：4-2と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付) 事業費： <u>6, 821</u> 千円	6 (1) 文化振興事業 事業内容：4-2と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付) 事業費： <u>7, 315</u> 千円
(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4-3と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付) 事業費： <u>26, 270</u> 千円	(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4-3と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付) 事業費： <u>26, 883</u> 千円
7～8 (略)	7～8 (略)

別記様式第1（第1条関係）

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
松阪市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
三重県松阪市
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

（1）地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

松阪市は、「北海道の名付け親」でありアイヌ民族の良き理解者である松浦武四郎（1818～1888）の生誕地であり、郷土の偉人として松浦武四郎を顕彰する事業を実施している。平成6年（1994）7月に開館した松浦武四郎記念館を中心に、文化、教育、地域振興といった部局を横断した武四郎の顕彰活動を行っており、160年前に武四郎が目指したアイヌ民族と和人が共に生きる社会の実現を目指して、武四郎が愛したアイヌ民族の歴史や文化の正しい理解に向けた取り組みを行っている。例えば、松浦武四郎記念館においては、アイヌ文化に関する展示やアイヌ文化体験教室の開催、企画振興部局では地域をあげて武四郎の功績をたたえるイベントを開催し、アイヌの伝統文化である古式舞踊の鑑賞、教育部局では市内の小学5年生全児童を対象に松浦武四郎とアイヌ民族の交流についての学習、総務部局では職員に向けたアイヌ民族をテーマとする人権研修の開催など、多種多様なアイヌ文化の普及・啓発に向けた取り組みを行っている。

また、松阪市総合計画（平成28年度～令和元年度）では、「生涯学習・人権教育の取組や文化芸術活動の促進、歴史文化遺産・伝統文化の保護・活用」を重要であると位置づけるとともに、松阪市人権施策基本方針においては、人権課題解決のための基本施策に「アイヌ民族の人権」を掲げ、その実現に向けて松阪市人権施策行動計画で具体的な取り組みを定めるなど、今後の本市の取り組みの中でも、こうした施策を推進し、さらなる充実を図ることを計画している。

160年前に松浦武四郎がアイヌ民族への理解を求め、共生の社会を目指した「志」を本市においても受け継ぎ、今後もさらにアイヌ文化に触れる機会をつくり、アイヌ民族の歴史や文化が正しく理解される機会を設けることで、市民が豊かな心を育む共生のまちづくりを進めていきたいと考えている。

※アイヌ文化関連団体

- ・武四郎まつり実行委員会

設立：平成7年12月、代表者：竹内昭剛、委員数16名

※アイヌ文化関連施設

- ・松浦武四郎記念館

所在：三重県松阪市小野江町383番地

現況：平成6年7月開館。重要文化財の指定を受けた「松浦武四郎関係資料」には、アイヌ民族資料として国内で初めて重要文化財の指定を受けた資料が含まれている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

松阪市が生んだ偉人「松浦武四郎」を通して、アイヌ文化に触れる機会を設け、アイヌ文化継承団体等との交流活動を推進し、武四郎への誇りや地域への愛着心の高揚、アイヌ文化の理解、人権意識の高揚など、豊かな心を育む。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
KPI	武四郎まつり来場者数	松浦武四郎記念館入館者数
令和元年度 (基準年度)	6,500人/年間	15,000人/年間
令和2年度	0人/年間 ※新型コロナウイルスの影響で中止	15,500人/年間
令和3年度 (中間目標)	0人/年間 ※新型コロナウイルスの影響で中止	1,000人/年間 ※施設リニューアルのため R3.5.10~R4.4.23まで休館
令和4年度	4,000人/年間	14,000人/年間
令和5年度 (最終目標)	5,000人/年間	15,000人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

- アイヌ古式舞踊の披露等によるアイヌ文化普及啓発事業…アイヌ古式舞踊を披露可能な団体やアイヌ文化に精通した団体の招聘を行い、本市及び武四郎まつり実行委員会主催の「武四郎まつり」にて披露するほか、アイヌ文化体験（民族衣装の試着、ムックリ演奏体験、アイヌ文様の切り絵体験等）の機会を設け、本市の偉人松浦武四郎と深い関係を持つアイヌ民族の

伝統文化を普及啓発する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化関連資料展示事業…令和元年度に松浦武四郎記念館が平成6年(1994)の開館から25年を迎えることを記念して特別展を開催する。特別展では、幕末の安政6年(1859)に武四郎が出版したアイヌ文化のミニ百科事典ともいふべき『蝦夷漫画』を取り上げ、そこに描かれた道具の実物資料を国立民族学博物館(大阪)から借用し、展示する。

また、展示に関連してアイヌ文化研究の第一人者である佐々木利和氏(北海道大学名誉教授)と資料を借用する国立民族学博物館の齋藤玲子氏(助教)による講演会や、アイヌ文化を体験できるワークショップを開催するほか、『蝦夷漫画』を紹介する冊子の出版や、展示告知のために展示ポスター・チラシを作成する。

リニューアルした松浦武四郎記念館において、館蔵のアイヌ民族資料を中心に、武四郎とアイヌ民族の交流を紹介する展示を行うとともに、アイヌ文化に関する講演会を開催する。

■松浦武四郎記念館リニューアル事業…令和2年度に、松浦武四郎記念館のリニューアルにあわせて、現在の武四郎とアイヌ民族の交流を示す展示を充実させることを計画し、令和2年度の設計、令和3年度に施工し、令和4年4月24日にリニューアルオープンする。

■松浦武四郎記念館交流事業…ウポポイにおいて「松浦武四郎inウポポイ」を開催し、アイヌ民族と交流した松浦武四郎とそのふるさとである松阪をPRする。また、アイヌ民族衣装を製作し、松浦武四郎記念館での体験や、松阪市内の小中学校等へ貸し出しを行う。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付)

事業費：6,821千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付)

事業費：26,270千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-2に記載する事業は、本市主催の「武四郎まつり」等の地域振興事業等においてアイヌ古式舞踊の披露やアイヌ文化体験などを参加者向けに実施することで、アイヌの伝統文化への理解や関心を高め、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化に関連する資料等を展示することなどにより文化理解を促し、松浦武四郎がアイヌ民族と築いた関係性に想いを馳せることで地域におけるアイヌ文化への愛着心を抱くきっかけとなり、同時にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会勢力やその関係者の関与の可能性

4の事業については、松阪市の事業として実施するものであり、反社会的勢力やその関係者の関与はない。また、アイヌ古式舞踊の披露によるアイヌ文化普及啓発事業はじめ市内関係団体を以って構成される「武四郎まつり実行委員会」への委託を想定しているが、当該委員会に関しても反社会的勢力やその関係者の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

6で記載の事業（1）については、事業担当部署である松阪市企画振興部三雲地域振興局地域振興課内の武四郎まつり実行委員会事務局にて平成8年2月から25回以上の開催実績があり、武四郎まつり実行委員会ではそのほとんどの開催においてアイヌ文化関係団体等を招聘しており、事業は円滑かつ確実に実施するに足る。また、事業6で記載の事業（2）については、事業担当部署である松阪市産業文化部文化課松浦武四郎記念館において、これまでもアイヌ文化を紹介する展示等を行ってきた経緯があり、開館から28年が経過した現在、学芸員をはじめとしたスタッフの企画運営の確実性は事業を円滑に実施されると見込まれる。なお、同様のイベントにおいて地域住民からの反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである武四郎まつり来場者数、松浦武四郎記念館入館者数について、実績値を報告する。また、庁内関係各部局にて目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度3月に庁内関係各部局にて効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。